

平成 27 年 12 月 24 日

各 位

会社名 三菱UFJ国際投信株式会社
(管理会社コード 13444)
代表者名 取締役社長 金上 孝
問合せ先 ディスクロージャー部 宇野 誠朗
(TEL. 03-6250-4910)

MAXIS ETFの投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、以下のファンドの投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名 (コード)

MAXIS 日経225上場投信 (1346)
MAXIS トピックス上場投信 (1348)
MAXIS トピックス・コア30上場投信 (1344)
MAXIS JPX日経インデックス400上場投信 (1593)
MAXIS S&P三菱系企業群上場投信 (1670)

2. 変更の理由

租税特別措置法施行令改正に対応するため個人番号および法人番号に係る文言の追加、
ならびに信託契約の一部解約を不可とする規定に係る文言追加

3. 変更の内容

詳細は別添の新旧対照表をご参照ください。

4. 日程

平成 27 年 12 月 24 日 金融庁届出日
平成 28 年 1 月 1 日 変更日

5. 変更に関する書面決議の方法及び期日

上記変更につきましては、「投資信託及び投資法人に関する法律」に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議は行いません。

投資信託約款の変更の案

MAXIS 日経225上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その<u>氏名または名称、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。次項において同じ。）</u>その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。</p> <p>② 受託者は、計算期間終了日において、<u>社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号</u>その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。(略)</p>	<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その<u>氏名または名称および住所</u>その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。</p> <p>② 受託者は、計算期間終了日において、<u>社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所</u>その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。(略)</p>
<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第45条 受益者は、自己に帰属する<u>受益権（第52条の規定に基づき、受託者が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）</u>について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。</p>	<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第45条 受益者は、自己に帰属する<u>受益権</u>について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。</p>

以上

投資信託約款の変更の案

MAXIS トピックス上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その<u>氏名または名称、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。次項において同じ。）</u>その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。</p> <p>② 受託者は、計算期間終了日において、<u>社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号</u>その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。(略)</p>	<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その<u>氏名または名称および住所</u>その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。</p> <p>② 受託者は、計算期間終了日において、<u>社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所</u>その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。(略)</p>
<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第45条 受益者は、自己に帰属する<u>受益権（第52条の規定に基づき、受託者が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）</u>について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。</p>	<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第45条 受益者は、自己に帰属する<u>受益権</u>について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。</p>

以 上

投資信託約款の変更の案

MAXIS トピックス・コア30 上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その<u>氏名または名称、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。次項において同じ。）</u>その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。</p> <p>② 受託者は、計算期間終了日において、<u>社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号</u>その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。(略)</p>	<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その<u>氏名または名称および住所</u>その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。</p> <p>② 受託者は、計算期間終了日において、<u>社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所</u>その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。(略)</p>
<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第45条 受益者は、自己に帰属する<u>受益権（第52条の規定に基づき、受託者が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）</u>について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。</p>	<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第45条 受益者は、自己に帰属する<u>受益権</u>について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。</p>

以上

投資信託約款の変更の案

MAXIS JPX日経インデックス400上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その<u>氏名または名称、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。次項において同じ。）</u>その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。</p> <p>② 受託者は、計算期間終了日において、<u>社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号</u>その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。(略)</p>	<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その<u>氏名または名称および住所</u>その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。</p> <p>② 受託者は、計算期間終了日において、<u>社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所</u>その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。(略)</p>
<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第48条 受益者は、自己に帰属する<u>受益権（第55条の規定に基づき、受託者が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）</u>について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。</p>	<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第48条 受益者は、自己に帰属する<u>受益権</u>について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。</p>

以 上

投資信託約款の変更の案

MAXIS S&P三菱系企業群上場投信

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その<u>氏名または名称、住所および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号または法人番号を有しない者にあつては、氏名または名称および住所とします。次項において同じ。）</u>その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。</p> <p>② 受託者は、計算期間終了日において、<u>社振法等関係法令、諸規則等に基づき、振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称、住所および個人番号または法人番号</u>その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。(略)</p>	<p>(受益者名簿の作成と名義登録)</p> <p>第17条 受託者は、この信託に係る受益者名簿を作成し、第7条の受益者について、その<u>氏名または名称および住所</u>その他受託者が定める事項を、受益者名簿に名義登録するものとします。</p> <p>② 受託者は、計算期間終了日において、<u>社振法等関係法令、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る受益者として、その氏名または名称および住所</u>その他受託者の定める事項を受益者名簿に登録するものとします。(略)</p>
<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第45条 受益者は、自己に帰属する<u>受益権（第52条の規定に基づき、受託者が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。）</u>について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。</p>	<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第45条 受益者は、自己に帰属する<u>受益権</u>について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。</p>

以上